

## 随 意 契 約 結 果 一 覧 表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
<p style="text-align: center;">森林室 森林整備課</p>	<p style="text-align: center;">森林調査委託業務</p>	<p style="text-align: center;">令和5年4月24日</p>	<p style="text-align: center;">一般財団法人 北海道森林整備公社  札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館4階</p>	<p style="text-align: center;">27,841,000</p>	<p>道有林の調査測量業務は、整備管理計画に基づいて実施する森林整備事業(主伐・間伐等)の調査測量と、森林資源把握のための調査業務であり、一体的な業務としての性格を有している。また、森林整備事業は一般的な調査業務に比べ様々な特殊性があるため、当該業務を適正に執行するには、道有林の森林施業に関する高度な専門的知識を持った者に履行させる必要がある。</p> <p>当該業務の委託者としては、次の要件が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①森林に関する知識と経験が豊富であること。</li> <li>②道有林が従前から行っている森林の取扱方法に精通していること。</li> <li>③当管理区の地況や林況に精通していること。</li> <li>④道有林の伐採木調査に精通し、適正な評価に必要なデータを作成することができること。</li> <li>⑤調査結果に信用がおけること。</li> </ol> <p>契約の相手方として、上記の要件を満たすものは、調査測量委託事務取扱要領に定める技術者を有し、業務処理の経験が豊富で、これまでに受注した当森林室における当該業務委託契約を誠実に履行している「一般財団法人北海道森林整備公社」において他にない。</p> <p>履行要件をすべて満たしている一般財団法人北海道森林整備公社を森林調査測量委託業務の相手方とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約)</li> <li>・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(2)</li> </ul>	